

6 ばい煙発生施設の諸データ

表 3.6.1 環境局施設データ一覧

項目 施設名	種類	竣工 年月	処理能力	火格子面積 (m ²)	排出ガス量 (最大 m ³ N/h)	使用量 (燃料, 電力)
今泉工場	焼却炉	S60. 12	200t/日 ×3	44. 94 (1 炉ごと)	57, 180 (1 炉ごと)	
葛岡工場	焼却炉	H7. 8	300t/日 ×2	55. 0 (1 炉ごと)	97, 310 (1 炉ごと)	
松森工場	焼却炉	H17. 8	200t/日 ×3	35. 15 (1 炉ごと)	72, 070 (1 炉ごと)	
ペット斎場	集合炉 個体炉 1 個体炉 2	H14. 12	175kg/h 60kg/h 30kg/h	2. 83(火床面積) 1. 31(火床面積) 0. 89(火床面積)	3, 228	72. 80kg/h (灯油)
南蒲生環境 センター	焼却炉	H2. 3	614kg/h (し渣)	7 (火床面積)	12, 123. 3	180L/h (重油)

* 今泉工場, 葛岡工場, 松森工場, 南蒲生環境センターは, 大気汚染防止法第6条の届出数値

* ペット斎場は, 集合炉はダイオキシン類特別措置法第12条の届出数値, 個体炉 1, 2 は設計値

表 3.6.2 環境局各施設のばい煙測定に必要な諸データ

項目 施設名	種類	測定位置の煙道断面積(m ²)		排出口 断面積(m ²)	煙突の 高さ(m)
		BF 入口	BF 出口		
今泉工場	焼却炉	2. 14	2. 10	1. 04	80
葛岡工場	焼却炉	2. 96	2. 88	1. 77	80
松森工場	焼却炉	1. 70	2. 35(煙突)	0. 882	100
ペット斎場	集合炉	0. 181		0. 264	14. 0
	個体炉 1	0. 102		0. 071	10. 7
	個体炉 2	0. 066		0. 071	10. 7
南蒲生環境センター	焼却炉	0. 622		0. 622	20

表 3.6.3 公害防止関連法に基づく各施設の排ガス基準値等

検査項目	関連法		
	基準値	測定頻度	
ばいじん いおう 酸化物	大気汚染防止法施行規則第4条別表第2第36の項(かつ こ内はH10.7.1より前の既設炉の値) 焼却能力(4t/h以上)…0.04(0.08)g/m ³ N 焼却能力(2~4t/h)…0.08(0.15)g/m ³ N 焼却能力(2t/h未満)…0.15(0.25)g/m ³ N ペット斎場については仙台市公害防止条例を適用	大気汚染防止法施行規則第15条第1項第2号 焼却能力(4t/h以上)…1回以上/2ヶ月 焼却能力(4t/h未満)…2回以上/年	
	今泉工場、葛岡工場	0.08g/m ³ N	
	松森工場	0.04g/m ³ N	
	南蒲生環境センター	0.25g/m ³ N	
	ペット斎場	0.5g/m ³ N	
		規定なし	
塩化水素 窒素 酸化物	大気汚染防止法施行規則第3条第1項 基準値は地域ごとに定められたK値を用いて測定ごとに 算出 ペット斎場については仙台市公害防止条例を適用 単位 m ³ N/h	大気汚染防止法施行規則第15条第1項第1号 ばい煙量 10 m ³ N/h以上…1回以上/2ヶ月	
	今泉工場	K=7.0	
	葛岡工場、松森工場	K=17.5	
	南蒲生環境センター	K=7.0	
	ペット斎場集合炉	4.2(K=17.5)	
	ペット斎場個体炉1,2	2.4(K=17.5)	
水銀	大気汚染防止法施行規則第5条第1号別表第3第3の項 ペット斎場については仙台市公害防止条例を適用	大気汚染防止法施行規則第15条第1項第3号 排出ガス量 (40,000m ³ /h以上)…1回以上/2ヶ月 (40,000m ³ /h未満)…2回以上/年	
	今泉工場、葛岡工場、松森工場	700mg/m ³ N	1回以上/2ヶ月
	南蒲生環境センター		2回以上/年
	ペット斎場		規定なし
	大気汚染防止法施行規則第5条第2号別表第3の2第27の項	大気汚染防止法施行規則第15条第1項第4号 排出ガス量 (40,000m ³ /h以上)…1回以上/2ヶ月 (40,000m ³ /h未満)…2回以上/年	
	今泉工場、葛岡工場、松森工場	250cm ³ /m ³ N	1回以上/2ヶ月
	南蒲生環境センター	基準なし	2回以上/年
	ペット斎場		規定なし
注) 「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(S52.11.4環整第95号)に定めるばいじん、いおう酸化物、塩化水素、窒素酸化物の測定頻度：処理能力(200t/日以上)1回以上/2ヶ月、処理能力(200t/日未満)2回以上/年	大気汚染防止法施行規則第16条の18別表第3の3第8の項(H30.4.1以前の既存施設は、経過措置の基準)	大気汚染防止法施行規則第16条の19第1項 排出ガス量 (40,000m ³ /h以上)…1回以上/4ヶ月 (40,000m ³ /h未満)…1回以上/6ヶ月	
	今泉工場、葛岡工場、松森工場	50 μ g/m ³ N	1回以上/4ヶ月
	南蒲生環境センター		1回以上/6ヶ月
	ペット斎場	基準なし	規定なし

注) 「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(S52.11.4環整第95号)に定めるばいじん、いおう酸化物、塩化水素、窒素酸化物の測定頻度：処理能力(200t/日以上)1回以上/2ヶ月、処理能力(200t/日未満)2回以上/年